

私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内

1 補助金対象となる要件

次のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 幼児の住民登録が練馬区にあり、当該住所地から通園していること。
- ② 幼児が認可を受けた私立幼稚園等に通園し、入園料（該当者のみ）や、保育料等を納入していること。
- ③ 幼児が補助金交付の対象年齢（3～5歳児クラス、満3歳児を含む）であること。
 - ・ 満3歳児（令和3年4月2日～令和4年4月1日生）
※3歳の誕生日の前日以降、補助対象となります。
 - ・ 3歳児（令和2年4月2日～令和3年4月1日生）
 - ・ 4歳児（平成31年4月2日～令和2年4月1日生）
 - ・ 5歳児（平成30年4月2日～平成31年4月1日生）
- ④ 子どものための教育・保育給付支給認定もしくは子育てのための施設等利用給付認定（1号、2号、3号のいずれか）を受けていること。
- ⑤ 他の幼稚園・保育園等に二重に在籍していないこと。（在籍期間が重なると補助金対象とならず、補助金の返還や保育料等の負担が発生する場合があります。）

2 補助金の種類と金額

新制度に移行していない園（⊕）と移行している園（⊙）で対象となる補助が異なります。

※練馬区私立幼稚園で新制度に移行していない園と移行している園の一覧は、区のホームページ（私立幼稚園案内）で確認できます。



（1）入園児保護者補助金 ⊕・⊙

区分	補助上限金額	支給方法
練馬こども園に通い、長時間預かり保育を定期利用する新入園児（※）	60,000 円	① 8月中旬以降（途中入園の場合は申請月の翌月以降）に 50,000 円を上限に交付 ② 支給要件を確認後、翌年4月下旬以降に 10,000 円を上限に追加交付。追加交付分の計算方法の詳細は3枚目の裏面をご覧ください。
上記以外の新入園児	50,000 円	8月中旬以降（途中入園の場合は申請月の翌月以降）に 50,000 円を上限に交付

※ 月極め契約等の定期的な長時間預かり保育を当該年度中に6か月以上利用した場合に対象となります。ただし認定こども園の場合は上記に加え、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る保育（2号利用）を当該年度中に6か月以上利用した場合も対象となります。

(2) 施設等利用給付費（保育料） ㊦

25,700 円（上限月額）

※子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）に移行している私立幼稚園等に通園する場合は補助対象外となります（保育料〔利用者負担額〕は一律0円であるため）。

※保護者の所得制限はありません。

(3) 保護者負担軽減費補助金 ㊦・㊧

11,200 円（上限月額）

※保護者の所得制限はありません。

（例）

●新制度に移行していない幼稚園の場合

保育料の 25,700 円を超える部分【A】と入園料（入園年度のみ）【B】が対象です。

（例）保育料が月額 30,000 円、入園料が 110,000 円の場合

- ① 保育料（30,000 円）－施設等利用給付費（保育料）補助上限額（25,700 円）
＝4,300 円【A】
- ② 入園料（110,000 円）－入園料補助金（50,000 円）＝残額 60,000 円
- ③ 残額 60,000 円÷入園年度の在園月数（12 か月と仮定）
＝ひと月あたり 5,000 円【B】
- ④ 【A】 4,300 円＋【B】 5,000 円＝9,300 円（補助額）

●新制度に移行している幼稚園の場合

特定負担額【A】と入園料（入園年度のみ）【B】が対象です。

（例）特定負担額が月額 6,000 円、入園料が 110,000 円の場合

- ① 特定負担額 月額 6,000 円【A】
- ② 入園料（110,000 円）－入園料補助金（50,000 円）＝残額 60,000 円
- ③ 残額 60,000 円÷入園年度の在園月数（12 か月と仮定）
＝ひと月あたり 5,000 円【B】
- ④ 【A】 6,000 円＋【B】 5,000 円＝11,000 円（補助額）

(4) 施設等利用給付費（預かり保育料） ㊦・㊧

対象 1

子育てのための施設等利用給付認定の第2号または第3号認定を受けている方（第2子以降の満3歳児で区から保育の必要性の証明を受けた方を除く）

補助額

①幼稚園の預かり保育を利用する場合 ⇒ 区が在籍園から利用実績報告を受けて支払います。
15,000 円（上限月額）

<計算方法> 次の国制度と区補助の合計額が補助額となります。（詳しくは4枚目の表面をご覧ください）

・国制度 450 円×利用した日数と支払った預かり保育料（月額）の少ない方（11,300 円まで）

・区補助 支払った預かり保育料（月額）の 11,300 円を超えた分（3,700 円まで）

②幼稚園の他に認可外施設等を利用する場合 ⇒ 区へ領収書の提出が必要です。

11,300 円から幼稚園の預かり保育（450 円×利用した日数）を引いた額（上限月額）

・教育時間を含む預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数 200 日未満の幼稚園を利用する方で、認可外保育施設等を利用する場合に補助対象となります。

※在籍園が対象となるかは、練馬区のホームページもしくは幼稚園にご確認ください。

なお、練馬区外の幼稚園は所在地の自治体もしくは幼稚園にご確認ください。

※3号認定を受けている方の補助額の上限月額は 16,300 円となりますが、区補助（支払った預かり保育料（月額）の 11,300 円を超えた分）は対象外となります。

※①、②ともに子育てのための施設等利用給付認定の第2号または第3号認定の有効期間が切れている期間は補助金対象外となりますので、ご注意ください（引き続き補助金を受ける場合には、有効期間が終了する前までに保育の必要性を証する書類を提出する必要があります。認定の詳細については保育課保育認定係へお問い合わせください）。

対象2

第2子以降の満3歳児の子どもで幼稚園の預かり保育を利用する場合⇒ 区へ保育の必要性の確認書類を提出し、証明を受けることが必要です（詳細は「4 申請に必要な書類および手続き方法」の「④保育の必要性の確認に必要な書類」をご確認ください）。

補助額

450 円×利用した日数と支払った預かり保育料（月額）の少ない方

※子育てのための施設等利用給付認定の3号認定を受けていない方が対象です。3号認定を受けている方は上記対象1をご確認ください。

※区補助（支払った預かり保育料（月額）の 11,300 円を超えた分）および認可外保育施設等の利用料については対象外となります。

※区が在籍園から利用実績報告を受けて支払います。領収書等の提出は不要です。

(5) 副食費に係る補足給付費 ㊦

4,700 円（上限月額）

計算方法 235 円×給食日数と月の給食費の少ない方

対象 令和6年4月から、給食を利用している区内在住園児全員が対象となります。

※幼稚園から練馬区に報告された給食費の支払実績を確認し、練馬区から指定口座へ振り込みます。領収書等の提出は不要です。

※新制度に移行している私立幼稚園等に通園する場合は補助対象外となります。（園が給食費を請求する際、あらかじめ副食費相当分が差し引かれるため）

3 補助金の交付時期

審査の結果、交付決定された場合は、下記の時期に保護者の指定口座へ振込みいたします。

	補助金名	交付予定時期
1	入園児保護者補助金	8月下旬以降 (途中入園の場合は、申請した翌月以降随時)
2	施設等利用給付費（保育料） 保護者負担軽減費補助金	前期分（4月～9月） ⇒ 10月下旬以降 後期分（10月～3月） ⇒ 3月下旬以降
3	施設等利用給付費（預かり保育料）	前期分（4月～9月） ⇒ 11月下旬以降 後期分（10月～3月） ⇒ 5月下旬以降
4	副食費に係る補足給付費	前期分（4月～9月） ⇒ 11月下旬以降 後期分（10月～3月） ⇒ 5月下旬以降

※上記の交付時期は予定です。予定時期以降にお振込みとなる場合があります。

※申請時期によっては上記から大きく遅れる可能性があります。

※初回振込時に交付決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

4 申請に必要な書類および手続き方法

(1) 提出書類

①練馬区私立幼稚園 園児保護者補助金交付申請書兼請求書

※申請書は学年ごとに色が異なります。

満3歳児・3歳児⇒ピンク 4歳児⇒黄色 5歳児⇒青色

②住民税額が確認できる書類（令和5年1月2日以降に転入した方のみ）

※令和5年1月2日以降に練馬区に転入した方は、令和5年度、

令和6年1月2日以降に練馬区に転入した方は、令和5年度および令和6年度

の住民税額が確認できる書類（特別徴収税額通知書、課税証明書または住民税納税通知書）の写しをご用意ができ次第、ご提出ください。

*令和6年1月2日以降に練馬区に転入された場合で、9月以降に幼稚園に入園される方は、令和6年度の特別徴収税額通知書等の写しのみご提出ください。

*1月1日現在、海外赴任等で日本におらず課税されていない場合は、上記通知書等の代わりとして、海外での収入がわかる書類（給与明細や収入証明書等）の添付が必要です。

【収入がわかる書類は、以下の年分が必要です。】

(1) 令和5年1月1日現在日本にいない場合⇒令和4年1月～令和4年12月の1年分

(2) 令和6年1月1日現在日本にいない場合⇒令和5年1月～令和5年12月の1年分

※(1)、(2)とも住民登録が無い場合は、2年分の証明が必要です。

※住民税額の確認ができない場合、補助金の交付ができません。

③認可外保育施設等を利用した際の領収書

※対象の場合のみ学務課幼稚園係へ直接ご提出ください。その際、対象園児の名前、生年月日、通園している幼稚園名をメモ等に記載の上ご提出ください。

④保育の必要性の確認に必要な書類（第2子以降の満3歳児の子どもで幼稚園の預かり保育を利用する場合）

(1)本人または家族がすでにア・イいずれかの認定を受けている場合は「保育の必要性の証明願」および認定書の写しをご提出ください

ア 教育保育給付認定第3号

イ 教育保育給付認定または施設等利用給付認定第2号

(2)上記認定を受けていない場合は「保育の必要性の証明願」「就労証明書等保育の必要性の確認に必要な書類」をご提出ください

※上記の書類をご提出いただき、保育の必要性が確認できた方については、区から「保育の必要性の証明通知書」を送付します。

※「保育の必要性の証明願」や就労証明書等の区様式については区のホームページ（令和6年度私立幼稚園補助金）から取得できます。



提出方法

- 練馬区内の私立幼稚園に通園している方
各幼稚園へ提出してください。
- 練馬区外の私立幼稚園に通園している方
学務課幼稚園係へ提出してください。(※ただし一部の区外私立幼稚園では、申請書を幼稚園へ提出する場合があります。提出方法についてはお通りの幼稚園へお問い合わせください。)
申請書は、郵送でも持参でもお受けします。

(3) 申請期限

- ① 練馬区私立幼稚園 園児保護者補助金交付申請書兼請求書 (5枚目)
- ② 住民税額が確認できる書類 (令和5年1月2日以降に転入した方のみ)
⇒令和7年3月31日(月)〔必着〕
※申請期限までに住民税額の確認ができない場合、補助金の交付ができません。
- ③ 認可外保育施設等を利用した際の領収書 ※対象の場合のみご提出ください。
前期分令和6年10月11日(金)〔必着〕
後期分令和7年4月7日(月)〔必着〕
- ④ 保育の必要性の確認に必要な書類 ※対象の場合のみご提出ください。
⇒預かり保育の補助を受けようとする日の前日まで(期限までにご提出が難しい場合はご連絡ください。)

5 申請時のご注意

- (1) 振込口座は申請者名義のものをご指定ください。園児本人の口座は指定できません。
- (2) ゆうちょ銀行の支店名は、「〇〇八」などの漢数字3ケタです。通帳等でご確認ください。
※記号・番号ではありません。ご注意ください。
- (3) 提出書類は、修正液での訂正はできません。訂正部分を＝線で抹消し、誤った記載の上に正しい記載をしてください。
- (4) 申請時期によっては交付時期が遅くなる可能性がございますので、申請期限前でも申請の準備ができ次第、お早めにご提出ください。

(補助金申請書に関する問い合わせ・提出先)

練馬区教育委員会事務局 教育振興部学務課幼稚園係
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 12階
電話 03-5984-1347

(子育てのための施設等利用給付認定の第2号または第3号認定に関すること)

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課保育認定係
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 10階
電話 03-5984-1479

入園児保護者補助金（追加交付分）の支給額算出方法

◎練馬こども園に通い、長時間預かり保育を6か月以上定期利用する新入園児を対象に10,000円を上限に追加支給します。

（支給額算出方法）

幼稚園に支払った入園料が、区から支給された「入園児保護者補助金」と「保護者負担軽減費補助金の入園料分」の合計額を超えた場合に、超えた分の額（10円未満は切り捨て）が交付されます。

（例1）4月に新制度未移行園に入園し、保育料が月額30,000円、入園料が140,000円の場合

- ① 入園児保護者補助金として入園料140,000円のうち、**50,000円**を補助
- ② 保護者負担軽減費補助金の入園料分として**月額6,900円、年間82,800円**を補助
（保護者負担軽減費補助金の内訳）

・保育料（30,000円）－施設等利用給付費（保育料）補助上限額（25,700円）＝4,300円【A】

・入園料（140,000円）－入園料補助金（50,000円）＝残額90,000円

残額90,000円÷入園年度の在園月数（12か月と仮定）＝ひと月あたり7,500円【B】

【A】4,300円＋【B】7,500円＝11,800円

保護者負担軽減費補助金の上限月額が11,200円のため、補助額は月11,200円（保育料分4,300円、**入園料分6,900円**）

⇒保護者負担軽減費補助金の入園料分は、年間で月6,900円×12か月＝**82,800円**

- ③ ①の50,000円と②の82,800円を合わせて年間で入園料**132,800円**を補助。
- ④ 幼稚園に支払った入園料（140,000円）－132,800円＝**7,200円**を追加交付。

0円	50,000円	132,800円	140,000円
入園児保護者補助金 50,000円	保護者負担軽減費（入園料分） 年間82,800円		追加交付分 7,200円

（例2）4月に新制度移行園に入園し、特定負担額が月額6,300円、入園料が110,000円の場合

- ① 入園児保護者補助金として入園料110,000円のうち、**50,000円**を補助
- ② 保護者負担軽減費補助金の入園料分として**月額4,900円、年間58,800円**を補助
（保護者負担軽減費補助金の内訳）

・特定負担額 月額6,300円【A】

・入園料（110,000円）－入園料補助金（50,000円）＝残額60,000円

残額60,000円÷入園年度の在園月数（12か月と仮定）＝ひと月あたり5,000円【B】

【A】6,300円＋【B】5,000円＝11,300円

保護者負担軽減費補助金の上限月額が11,200円のため、補助額は月11,200円（特定負担額6,300円、**入園料4,900円**）

⇒保護者負担軽減費補助金の入園料分は、年間で月4,900円×12か月＝**58,800円**

- ③ ①の50,000円と②の58,800円を合わせて入園料**108,800円**を補助
- ④ 幼稚園に支払った入園料（110,000円）－108,800円＝**1,200円**を追加交付。

0円	50,000円	108,800円	110,000円
入園児保護者補助金 50,000円	保護者負担軽減費（入園料分） 年間58,800円		追加交付分 1,200円

預かり保育補助金の支給額算出方法

◎子育てのための施設等利用給付（第2号または第3号認定）を受けている方および、第2子以降の満3歳児の子どもで保育の必要性の確認ができた方が対象。

練馬区では、預かり保育の補助金について、下記の①～③に基づきその月の支給額を決定します。

※第3号認定児および第2子以降の満3歳児の子どもについては②は対象外となります。

- ① 11,300円までは国の無償化の範囲となるため、
国の計算方法 日額単価@450円×利用した日数で金額を算出。
- ② 1か月の支払額が11,300円を超える場合、3,700円を上限に助成する。
- ③ ①・②を合わせて月額最大15,000円までを上限として支給。

例) 第2号認定児が定期利用で月額16,000円を支払い、その月の利用日数が20日の場合

- ① 国の制度に基づき@450円×20日=9,000円
- ② 区の独自助成で、11,300円と15,000円の差額3,700円
- ③ ①と②を足して12,700円を支給。



(以下試算)

1 スポット（単価1,000円）で月に15日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
15,000円	3,700円	6,750円	4,550円

2 定期（月額13,000円）で月に18日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
13,000円	1,700円	8,100円	3,200円

3 定期（月額16,000円）で月に20日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
16,000円	3,700円	9,000円	3,300円

その他

施設等利用給付（第2号または第3号認定）を受けており、教育時間を含む預かり保育の提供時間が8時間未満または開所日数200日未満の幼稚園を利用する場合、幼稚園の預かり保育のほか認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

補助額は国の制度（上限月額11,300円、第3号認定の場合は16,300円）の範囲内で幼稚園の預かり保育（450円×利用日数）を引いた額が上限となります